

# 第30期東京都青少年問題協議会

## 第1回専門部会

平成27年1月20日（火）

午後 1 時00分開会

○野村青少年課長 お待たせいたしました。

定刻となりましたので、まだいらっしゃっていない先生もいらっしゃいますけれども、第1回専門部会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中、「東京都青少年問題協議会第1回専門部会」にご出席いただき、まことにありがとうございます。

私は、事務局を務めます、東京都青少年・治安対策本部青少年課長、野村と申します。よろしく願いいたします。

今回の専門部会の開催につき、若干経緯等をご説明いたします。

専門部会は、審議内容の専門性等に鑑みて、青少年問題協議会の総会においてその設置が決定されるのが通例でございます。

本来であれば、本日午後3時から開催される第1回総会において専門部会の設置等が決定され、それ以降に本専門部会の第1回の開催となるところではございますが、今回、委員の皆様にご審議いただく日程の確保等の都合上、第1回総会に先駆けて開催させていただくといたしました。

また、議事進行の都合上、加藤委員に副会長をお願いする予定となっておりますことを、総会に先駆けてご報告させていただきます。

議事の前に、本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料1 「東京都子供・若者計画(仮称)」素案

資料2 「東京都子供・若者計画(仮称)」素案の概要について

でございます。

資料に不足等はございますでしょうか。

それでは、開会に当たり、東京都青少年・治安対策本部長、河合よりご挨拶申し上げます。

○河合本部長 東京都青少年・治安対策本部長の河合でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、第30期青少年問題協議会の委員をお引き受けいただきまして、また、この第1回専門部会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

皆様にご審議いただく「東京都子供・若者計画(仮称)」は、青少年が社会生活を円滑に営むことができるよう支援等を行う際の基本指針として策定するものであります。

青少年の健全育成に向けた総合的な取組を推進することは、少子高齢・人口減少社会の到来に直面する我が国、そして、東京都が活力ある社会を維持するために不可欠なものと考えられるものであります。

皆様には、この計画をより実効性のあるものとするため、特に次の2点につきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。

まず、本素案は、都の関係各局が、現在、有する施策を中心に取りまとめたものでございますが、皆様には、ひきこもり、不登校、ニート等社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年に対する、さらにきめ細かな支援の実施に向け、今後、都が取り組むべき支援の内容、方向性等につき、ぜひとも具体的なお助言をいただきたいと思っております。

次に、都と区市町村の連携の在り方についてであります。

青少年の健全育成に向けた取組におきましては、実際の現場に近いのがまさに区市町村でありますけれども、この区市町村の積極的な取組が極めて重要であり、都としては、区市町村の取組をいかに支援し、東京都全体における青少年施策の底上げを図っていくかが大きな課題であります。

委員の皆様には、都と区市町村との有機的な連携の在り方や、都の区市町村に対する効果的な支援の在り方についてご議論いただければ幸いです。

最後に、青少年・治安対策本部における現在の取組について触れさせていただきます。

現在、全ての青少年が安心して学び、働き、やり直しができる社会、誰もが安全、安心を実感できる社会の実現に向けて、地域の取組に重点を置き、行政、警察、地域、企業等の総力を結集するための指針の策定に向けた検討を進めております。23日には、発表したいと考えておるところでございます。

今後、この安全、安心に関する指針と皆様にご審議いただく計画をいわば両輪といたしまして、「世界一の都市・東京」の実現に向けた取組を推進していきたいと考えております。

皆様には、限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます、私の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○野村青少年課長 ありがとうございました。

本部長からの挨拶にもございましたが、今回は、審議テーマを「東京都子供・若者計画(仮称)」についてとし、青少年の問題にかかわる、さまざまな分野の有識者の皆様にお集まりい

ただいております。

次第の3に移りますが、委員の皆様から、お1人3分から5分程度と非常に短くなっておりますけれども、ご自身のご専門やご活動等につきましてご紹介をお願いいたします。

また、ご着席のままでお願いいたします。

あいうえお順とさせていただき、初めに、国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長の阿部彩様、よろしくお願いいたします。

○阿部委員 ご紹介にあずかりました、国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩と申します。よろしくお願いいたします。

私は、社会保障の研究を厚生労働省の下の機関でやっている者です。

社会保障もいろいろと広くございますけれども、特に私が専門としているのは、社会の底辺の方々の状況で、貧困を主に研究のテーマとして、基礎的な資料を厚生労働省に対してつくるとともに、その基礎的な分析といったところを行っている者です。

政策という点では、一番深くかかわっているのが生活保護制度なのですが、それよりも手前のところで、まず、日本の貧困率を推計する、それがどのような属性の方々に偏っているかということ进行分析、研究をする、また、そのような方々が置かれている状況はどのようなものかといったことで、社会調査を行って調査分析をするといったことをやっております。

特に岩波新書から出した「子どもの貧困—日本の不公平を考える」という本を、非常にありがたいことに皆様に読んでいただきまして、子供の貧困のことだけをやっている印象を持たれている方も多いのですけれども、実は全ての方々の貧困が研究対象に入っております。

でも、やはり子供が、今の貧困対策の中では一番重要で、早急に対処しなければならない課題というところで、研究の内容としても、では、貧困の子供について、低所得と定義した場合、どのような状況に置かれていて、どのような不利をこうむっているのか。また、そのようなお子さんが貧困の中で育ったときに、どれくらいの確立で貧困から脱することができるか。その契機となったものがどういったものなのか。

今は、特に学術分野ではレジリエントという言葉も使われております。つまり、同じような貧困にさらされた子供でも、それをはねのけて伸びる子供と、大多数のお子さんがそうなのですけれども、そのまま自分も大人になったときに低所得のままになってしまうといった、貧困の連鎖を起こす状況にあるお子さん、その違いはどういったところにあるのかといった

研究をいろいろな調査を含めてやっております。

ただ、お子さんを対象とする調査は大規模で非常に難しく、私が一昨年度に行ったのは、実は大阪市さん、大阪市の教育委員会さんのご協力を得まして、小学生4,100人、中学生4,100人の調査をすることができました。

そこから徐々にいろいろなことがわかってきているのですけれども、まず、そのような実態を把握するための調査といったものも、ぜひ東京都さんにも期待したいと思っているところでございます。

私からは、以上です。

ありがとうございました。

○野村青少年課長 ありがとうございました。

続きまして、公益社団法人青少年健康センターで臨床心理士、精神保健福祉士としてご活躍の井利由利先生、よろしく願いいたします。

○井利委員 井利由利と申します。よろしく願いいたします。

私は、公益社団法人青少年健康センターの茗荷谷クラブというところで、こちらは文京区の茗荷谷というところにあるのですけれども、ことしで30周年を迎える機関です。

もともとは、お亡くなりになりましたが、稲村博先生という方が立ち上げたところでありまして、精神科医の先生でいらっしゃいます。

そちらでひきこもり等、生きづらさとか、いろいろなことで悩んでいる青少年、主に20代から40代くらいの方の支援をやってまいりました。

私自身も25年以上そういった支援をしておりますので、ここでの私が発言できることといえますと、特に研究ということではなくて、むしろ現場にいて、悩んでいる、生きづらさを抱えている、引きこもっていてなかなか社会に出られないといった彼らが、どのようなことを考え、今、どのような状況で困っていて、何を社会に訴えたいのか、周りの人に訴えたいのかということをお伝えすることはできるかなと思っております。

青少年健康センター茗荷谷クラブは、現在、東京都の若者社会参加応援事業の登録団体として、フリースペースの部門と社会参加支援の部門で登録団体となっております。東京都さんと協力、連携しながら事業を進めてきているのが最近の様子となっております。

現在、たくさんの若者たちが来て、どうにか社会参加へ向けてやっていきたいというところなのですけれども、非常に難しい問題をたくさん抱えておりまして、地域とか、行政の力

をかりていくことが非常に必要だということを痛感しております。

昨年4月から世田谷区で若者総合支援センターというものが立ち上がりまして、こちらは若者サポートステーションとか、発達障害の方をいろいろ支援をなさっているNPOの団体さんといった方々と連携をして見ていこうというところで、特に若者サポートステーションで滞留しているような方たちをも支援していこうということで、非常に先駆的な試みとして始まったばかりなのです。

9月から実際の事業が始まっております。そこの中の「メルクマールせたがや」というところを委託されて請け負っていることが一つあります。

もう一つ、茗荷谷クラブは文京区にあるのですけれども、文京区の中で、STEP事業と申しまして、文京区内のひきこもり等で悩んでいる方々の相談窓口、それに引き続いて居場所支援、社会参加準備支援とか、職業定着支援といったことも昨年4月から始まっております。

両方ともまだ始まったばかりというところで、これからどのようにやっていけばいいのかというところを模索中というところに来ております。

世田谷区と文京区との違いといいますと、世田谷区の場合は、「メルクマールせたがや」という場所を世田谷区につくりました。そちらにスタッフが行って支援をしている状況になっていますが、文京区のほうは、今までやっている茗荷谷クラブが文京区にあるのですけれども、そちらの場所を利用して、例えば、相談事業でありましたら、無料でそれを請け負うといった形で、ちょっと形が違うのです。

そういった行政とのかかわりの仕方、どのようなかかわりとか、どのような連携がいいのかということも、2つを比べながら、今、いろいろ考えているところです。

このような場は初めてですし、特にすごい研究をしているということではないです。私自身は、そのほかに臨床心理士として東海大学で非常勤の講師をやらせていただいています。あと、精神科でのカウンセリング、大学での学生相談といったものを20年近くやってきました。

そういったところで、特に若者、それを支える家族の方とたくさん触れ合ってきているところがありますし、そういった方たちの声をぜひ皆さんに届けたいという思いでおります。

どうぞよろしく願いいたします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

では、早稲田大学名誉教授の加藤諦三先生、お願いいたします。

○加藤副会長 加藤でございます。

従来のカテゴリーで当てはまらないようなことを多くやってきたので、自己紹介というのは割と苦手なのですけれども、今、阿部委員がおっしゃられました貧困の問題で、例えば、その貧困の問題を考えると、全ての人というか、全ての政党というか、それが貧困の連鎖に対して、望ましくないという形で反論するわけです。

そのようなときに、私の視点はどのようなことかということ、貧困の連鎖という問題と、もう一つ、心の病んだ人の連鎖というのでしょうか、親が心を病んでいると、どうしても子供が心を病んでいくというか、心の問題からそのような社会の問題を考えていく。

これが大体ずっと私がやってきたことで、これを半世紀近くやっているのですけれども、例えば、それこそ40年前ぐらいの反体制の学生の時代に、あのような形で運動していたのでは展望が開けないということで、例えば、新しい若人の会というものをつくって、そこで、あのような自己拡張的な葛藤の解決ではなくて、別の解決があるのではないかとということを探る。それと勉強とを一緒にやってまいりました。

今、阿部委員からレジリエンスという言葉が出ましたけれども、例えば、最近では、そのような精神分析論的な立場でなかなか説明し切れないような問題を、自分なりに説明していこう。

つまり、今、大体このように時代が動いているというときに、その中で見落とされているものは何なのかという視点が大体この半世紀間でやってきたことです。

井利委員と同じように、悩んでいる人に接するという点では大変長くやってきまして、たまたま20代から本を書いていますので、半世紀にわたって悩んでいる人と接してまいりました。

井利委員のように、臨床心理士、カウンセリングの立場というより、むしろ1人の人間としてと言ったら大げさですけれども、そのような形で接してまいって50年ということで、これから、この現代で極めて重要な問題を議論しながら、1つの行政としての支援の仕方を皆さんと一緒にまとめることができると考えております。

以上でございます。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

ゆり綜合法律事務所でご活躍の川村百合先生、お願いいたします。

○川村委員 東京弁護士会に所属しております、弁護士の川村百合と申します。

弁護士になって18年目ですけれども、この間、ずっと子供の権利擁護活動、子供の人権保障のための活動に取り組んできました。今年度は、東京弁護士会で子どもの人権と少年法に関する特別委員会という、子供の問題に取り組む委員会がありまして、その委員長をさせていただいております。

弁護士として子供の問題に向き合う場面は、古典的には、少年事件として立件された後に、非行を犯した少年の弁護人、付添人として携わっていくことがあるわけですがけれども、少年事件の弁護人、付添人活動をする中で、ほとんど全ての弁護士が感じることは、非行の背景には、虐待や貧困、学校でのいじめとか、教師からの体罰等、子供が成育の過程で心や体を傷つけられてきた体験がある、そして、成長発達が十分に支援されてこなかったという経験をしているということを実感することになります。

そのため、その背景の問題をなくしていくということ、背景の問題に取り組むことが非行を予防することにつながるはずだと考えて、不幸にして何か事件が起きる前に、予防的なことで何かを弁護士もできるのではないかということで、最近は多くの弁護士が児童福祉の分野でも取り組むようになってきています。

私自身もそうでした、児童養護施設でボランティアをしたりもしていますけれども、児童福祉の分野にいて、本来であれば、きちんと成長発達が支援されるべきだけれども、必ずしもその子のニーズに合った支援が受けられていない、すなわち、その子の成長発達権が十分保障されているとは言いがたい子供たちの代理人として、時には児童相談所と対決することもあるなど、そのような形で子供の代理人として活動していくことの実践を積み重ねてきています。

これは私だけではなくて、かなり多くの弁護士がそのような活動に取り組むようになってきています。

その中で、ある意味、事件を犯してしまった子供に対しては、制度がきちんとしています。十分でないとはいえ、事件を犯してしまった子供に対しては、鑑別所や少年院などの施設は制度的なものとしてきちんと保障されているのだけれども、実は、子供は非行を犯す前に何らかのSOSを出しています。

それは軽微な非行ということもありますが、非行ではない、何らかのSOSを出していることがしばしばあるわけですがけれども、その段階で子供を保護し、支援していけるような社会の仕組みになっているか、行政の仕組みになっているかという、そうはなっていないことを

実感するわけです。

つまり、事件を犯してしまえば、あるルールに乗っていくわけですがけれども、事件を犯す前にせつかく子供がSOSを出しているのに、私たちは何もできない現実に突き当たってくるわけです。

その中で、弁護士としてということではなく、1人の人間として、1人のおばさんとして子供を支援していくことはできるわけですが、それでは世の中で支援を必要としている全ての子供たちの成長発達を保障していくことができない。

やはり個々のボランティアのレベルではなくて、制度としてきちんと整備されていることが必要であると感じながら、活動を続けてきています。

その中の制度の一つとして、子供の衣食住が確保される、居場所が確保されるということが大きくて、後に坪井節子弁護士からカリヨン子どもセンターのお話、子供のシェルターのお話が出ると思いますけれども、私もそのシェルターの設立に関与して、今も理事を務めております。けれども、そこでもニーズが酌み上げ切れていない、居場所がない子供が現実に発生していることを目の当たりにして、まだやるべきことがある、とりわけ行政にやっていただきたいことがあることを感じながらの日々です。

この協議会の結論がどれだけ行政の具体的な施策に反映されていくのかはわかりませんが、期待したい部分はあるし、何か具体的に都政の中で子供のための施策が前進していくことを期待して、微力ながらこの場に参加させていただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

では、NPO法人東京コミュニカレッジ認定カウンセラーでいらっしゃる、岸美津枝先生、よろしく願いいたします。

○岸委員 ちょっと難しいお話なので、私などは場違いなところに来てしまったかなという感じがしております。

私は私立高校のカウンセラーを15年以上やっておりますが、最近、このような時代だからこそ、親子で話し合うことの大切さというものも感じております。

10年くらい前の例なのですけれども、プチ家出をしてしまった生徒が帰宅したとき、どきどきしながら帰っていったら、お母さんに何と言われたかといいますと、何で帰ってきたのかという言葉で、それでまた飛び出してしまったということです。

そのときに、よく帰ってきた、心配していたと、もし言われていれば、状況は変わったのではないかと思ったりしております。

最近では、男子生徒なのですが、スマホに熱中して、成績も下がり、昼夜逆転して、お母さんが心配して話をしても全然取り合わず、先生の言うことも聞かなかったのですけれども、あるとき、信頼する先生から具体的にあと7日休んだら留年か退学だと言われたら、はっと気がついたのか、その次の日から毎日学校に来て、不登校気味だったものが直ったり、成績も徐々に上がったりしまして、無事に卒業していった例があります。

ですから、今の思春期の子供たちというか、大人もそうなのかもしれませんけれども、ちょっとした言葉かけで、よくもなったり、悪くもなったりすることが人間の心の一部ではないかと思っております。

私もいろいろな体験をしている中で、家庭での教育が一番大事だということを感じまして、当たり前のことが今はできていない子供たちが多くて、その子供たちを育てたのは私たちの子供ということを感じまして、昔だったら常識だったことを、改めて、今、子育てをしているお母さんたちに気づいていただきたいと思ひまして、皆さんはご存じだとは思ひのですけれども、「こころの東京塾」とか、「eルール講座」に参加しながら、青少年の成長を見守っていきたいと思ひしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

中央大学文学部教授、古賀正義先生、お願ひいたします。

○古賀委員 よろしくお願ひいたします。古賀と申します。

今、皆さん方からお話がありましたように、いろいろな困難を抱えた青少年を、私は直接話を聞く形で調査する仕事をしてまいりました。

東京都に関連していいますと、ひきこもりのご家族の調査、中途退学者の退学後の生活の調査、私個人でいいますと、いわゆる底辺高校というのですか、進路多様高校の子供たちの卒業後10年間にわたる追跡調査という、非常に手間のかかる調査をしてまいりました。

もちろんアンケート等も使うのですが、とにかくフィールドにおりて聞き取ってくる、お話を伺う、当事者の声の中で理解されているものを調査するやり方をとってまいりました。

そんなご縁で、内閣府とか、法務省とか、いろいろな行政のお仕事もさせていただいて、最近では少年院の内部観察調査の結果を編著書としてお示しさせていただいております。

これも非常に貴重な機会で、じかに犯罪をした子供たちとお話しする、あるいは、それを取り巻く職員の方々の教育支援の在り方をお聞きするという事で、私も職員の方とご一緒に少年院の中を夜中にずっと歩いてみたりという、非常に体験的な形で調査をさせていただきました。

その結果については折々にお話ししたいと思いますが、日本では、学校というものが非常にきちんとした青少年の教育機関として制度化されております。

しかし、学校からひとたび離れるあるいは学校でうまくいかないということが始まってくると、先ほどもお話がありましたが、負の循環というものに巻き込まれてまいります。

また、学校の中での自分の存在意義が見つからない子供たちは、その後の社会参加の入り口が非常に見つけにくい現状もあります。

そういったことで、学校という一つの大きなセーフティーネットを生かしつつ、いろいろな支援の窓口をつくっていくという、いわゆる地域包括型の支援の在り方にできるだけかかわるような調査結果の生かし方をしていきたいということで、今もいろいろな調査を続けていっているところです。

恐らく私はちょっと毛色が違って、日本ではあまりいないフィールドワーカーですので、東大生とも話すし、非行少年で犯罪をした人とも話す、あるいは麻薬常習者とさえも話すという、非常に変わった経験を持っておりますので、都のビジョンづくりのお役に立てるところがあれば、幸いですと思っております。

よろしく願いいたします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長で弁護士でもおられます、坪井節子先生、お願いいたします。

○坪井委員 坪井節子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど川村さんからお話があったように、私は、弁護士としては子供の権利擁護活動を続けてきて既に三十数年になるのですが、その中で出会った虐待と非行という両方の困難あるいは家庭崩壊、貧困、いじめ、そうしたことを背景を持った子どもたちの特に10代後半、15歳から19歳の子供たちが路頭に迷っていると現実に、弁護士の活動の中で特に会うようになりまして、その子供たちが、今晚、泊まるところが欲しいという部分を何とか居場所をつくりたいということで、弁護士や児童福祉の関係者や市民や企業や、本当にたくさんの方た

ちの力を合わせて、日本では東京が初めてだったのですが、子供シェルターという制度を開発しました。

東京には私たちの法人で男の子用と女の子用の2つのシェルターを運営しておりますが、現在までの10年間に、途中で社会福祉法人になることができたのですが、約300名近い子供がこのシェルターに避難をして利用しています。

その中でつくづく感じてきていることが、子供たちの持っている問題というか、困難の深さが私たちの想像を絶していること、その子供たちを簡単に救い出せるとか、支援できることがないという現実があることは本当につくづく感じつつ、制度というものがどうして縦割りにしか動いてこないのだろうかということをととても感じてきました。

特に私たちのところに来る子供さんは、児童福祉の分野での支援も必要としているのですが、少年院から帰ってきたり、家庭裁判所の審判を受けてきたりした、少年非行の問題も大変深くかかわっています。

したがって、更生保護とか、少年司法と児童福祉という分野が一緒になって動かないと、この子の支援ができない。そこに、学校を中途退学していたり、あるいは、もう一度行きたいと思っている、そのような意味での教育支援も必要だし、心も傷ついているし、体も傷ついているという意味で、医療的な支援や心理的なケアの支援も必要という、本当に1人の子供にさまざまな支援が一度に必要ということを非常に強く感じてきました。

そのような意味で、何とか目の前にいる子供1人を救うために、さまざまな制度やさまざまな人たちが一緒になってスクラムを組んで、この1人の子供を抱きしめようという活動の必要性を感じてきたし、みんなでそれを実現しようとしてきた10年間だったと感じているわけです。

先ほど文京区のお話ができましたがけれども、私自身が文京区で生まれ育ち、自分の子供の3人ともが文京区の保育園、小学校、中学校とお世話になるということで、そろそろ文京区に恩返ししたいということもありましたので、文京区の保護司は大分前から拝命していましたが、子ども家庭支援センターの専門相談員をさせていただいたり、一昨年からは教育委員会で教育委員をさせていただいたりという形で、行政の中でどのような子供支援がされているかということも、現場で一緒に働かせていただくようになり、どちらかというと弁護士は行政に対して物申すという側にいることが多いわけですが、その行政の方たちは本当に苦労されて一生懸命やっついていらっしゃる、しかし、制度のはざまの中でなかなかできないこと

もあるということも、現場にいてわかってきているところもありまして、制度間のはざまもあるし、民間と行政の連携も図りたいということが強い願いです。

この子ども・若者育成支援法に関しましては個人的な思い入れがありまして、実は法律ができるときに、いかにこの法律に子どもの権利条約の理念を盛り込むかということで、国会議員さんたちにちょっとひそかに相談をされた経緯もありましたし、また、子ども・若者ビジョンを総務省がつくるときのワーキングチームに入っておりましたので、この基本理念を見ていただくとわかると思いますが、本当は権利保障と言いたかったのですが、権利という言葉に対するアレルギーを防ぐために、やむを得ず子どもの権利条約に基づく子供の最善の利益保障という形をとったり、子供と大人のパートナーシップという言葉を入れさせていただいたり、非常に個人的には思い入れの強い法律とビジョンなのです。

いつ東京都が大綱をつくっていただけるのかとずっと待っておりまして、本来、今、私はこんな大切なお役目をする余裕はないのですが、この法律に対する思い入れのためにお引き受けしたところがございます。

ぜひとも、絵に描いた餅ではなくて、具体的な制度実現に向けて進めていただければと強い願いを持っております。

よろしくどうぞお願いいたします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

一般社団法人教育調査研究所評議員・研究部長でいらっしゃる、寺崎千秋先生、お願いいたします。

○寺崎委員 寺崎千秋です。よろしくお願いいたします。

今、具体的なお話を伺いながら、問題山積だということと、その問題がなかなか解決できていない、新聞、マスコミで見たり、聞いたりしていること以上に大変だという思いで聞くとともに、逆に自分が何ができるのかということを考えながら伺っていました。

私は、戦後生まれの第1号でして、その後、小学校の教員になって15年、都の教育行政で13年。その後、校長を10年、退職してから既に8年で9年目になります。この間、何をしてきたかという、まさに学校教育、学校の中での教育ということにずっと携わってきたと思っています。

学校の中はある意味では温室です。また、温室でいいと思っただけですけども、最近はその温室も曇りガラスから透明ガラスになりつつあることは喜ばしいことだと思っ

す。一方でさまざまな問題が学校の中でも生じています。

最近、一番よく言われるのは子どもの幼稚化です。その親の幼稚化も言われていますし、東京都の場合には若い先生が大量にふえていますから、その先生方の課題もある。

そのような意味で、東京都、子供、若者という課題を学校の中から見えていくことも必要かなと考えます。

それから、退職して9年近くになりますが、この間もずっと学校の教育、特に教員のカリキュラムを実施する研修等にかかわっています。実際に年間100以上の学校を回って子供たちの様子も見てきています。学校の場合には、夢や目標に向けてそれを実現していく方向で教育が行われていますから、そのプロセスの中での課題解決ということになっていくわけで、そのような意味では、今、たくさん出された課題は、まさにそのプロセスに起きてくる問題そのものを掘り下げて解決していくということかと、改めてその重要性を実感しています。私がかかわってきたさまざまな経験の中で皆さんにお伝えしたり、一緒に協議したりしながら、このテーマの解決に少しでもお役に立てたらいいかなと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

一般社団法人Colabo代表理事、仁藤夢乃先生、お願いいたします。

○仁藤委員 よろしくお願ひします。仁藤です。

私は、高校生たちからは女子高生サポートセンターColaboと呼ばれているのですが、Colaboという団体を立ち上げて、今、皆さんからおっしゃっていただいたような、貧困、虐待、ネグレクトとか、妊娠、中絶、性病になった少女からの相談とか、精神的な不安を抱えた女の子たち、10代の女の子たちの相談に乗る活動をしています。

私自身も10年前に高校を中退して、家庭が荒れて、街に出て渋谷や新宿を徘徊する生活を続けていまして、お金もない、頼れる先もないときには、ビルの屋上に段ボールを敷いて寝たようなこともある生活をしていました。

当時の経験を「難民高校生－絶望社会を生き抜く『私たち』のリアル」という本に書いて出したりとか、最近では、JKビジネスと呼ばれるような、女子高生の未熟さだったり、若さ、性を売りにした仕事に取り込まれていってしまう少女たちの問題を「女子高生の裏社会『関係性の貧困』に生きる少女たち」という本にまとめて出したのですが、特に精神的な不安とか、家庭崩壊とか、虐待、貧困などを抱えた女の子たち、中には中学生などもあります

が、保護とか、支援につながる前に、そのような危険な裏社会に引きずり込まれてしまったりしている現状がある。

去年は1年間で80人の女の子からの相談があったのですが、そのうち65人がそのような人身取引や売春にかかわっていた少女たちでした。

坪井さんがされている子供シェルターのような、とにかく駆け込めて、そこに行けば安心して過ごせて、ご飯が食べられたりするような、当たり前前の日常がない子供たちがいますので、もっとそのような場所がふえるといいと思っていますけれども、現状は、正直、シェルターの数も足りていないし、そこに引っかかる前に、泊めてあげるなどという声かけをしたり、ご飯を食べさせてあげるなどという声かけをするのが、子供たちを守りたい側の大人ではなくて、子供たちを利用して商品にしたりだとか、売春のあっせんをするような大人のほうが圧倒的にそのようなパワーを持っている現状を何とかしたいと思っていますところなんです。

例えば、少女たちが私たちに連絡してくるのは、大体彼女たちが問題を起こすのは夕方の6時以降で、朝4時ぐらいまでだったりするのですが、児童相談所も夕方5時には閉まる、土日は休みで、年末年始も閉まっている、そのようなときに、困った子供たちが駆け込める場所もないということで、川村先生がおっしゃったように、本当に少年院に行ったほうが受けられる支援が多いなどという言葉も子供たちから聞きます。

親から性虐待を受けていたり、学校の先生から性被害に遭っている女の子でも、そのようなものがないこととされてしまって保護の対象にならない、貧困家庭の子で、小学生から食べるものがなくて万引きをしてしまったとかという場合でも、やはり非行として処理されて終わってしまうことは何とかしたい、その背景にも介入できるように、取組がもっと進むといいと思っています。

私は平成元年生まれでまだ25歳なのですが、初の平成生まれとして仲間に入れていただけたことはすごくうれしく思っていますが、このような会議とか、大人たちがこれまで決めてきた枠組みのようなものは、なかなか現場レベルでいうとつながりにくいとか、支援の現場でも子供たちにつながれない、箱は用意したのだけれども、そこにつながれないのです。

それは支援が機能していないという話だと思うので、どのようなものが必要かということと同時に、どうやってアウトリーチをして子供たちとつながるかということと一緒に考えていけたらいいと思っています。

子供たちの文化とか、はやりのツールもどんどん変わりますから、そのようなものを使った支援だったりとか、売春をしていて、虐待も受けていて、性病も精神疾患も抱えているなどという女の子が児童相談所に行ったときに、性病なら病院、精神的におかしいなら入院してください、売春をやっているなら児童養護施設ではあずかれませんか、高校を中退するなら養護施設にも入れないなど、専門家に任せようみたいになり過ぎて、包括的な支援ができていないこともありますし、そのようなことにも取り組んでいきたいと思います。

最後に、青少年になると行動範囲が広がるので、東京に来ている子が東京の子だけではないのです。地方の少女たちもすごくたくさん来ていて、私たちも東京で活動していますけれども、相談の3分の1が地方の少女からの連絡なのです。

行政の支援となると、住所がどこにあるか、学校がどこにあるかということが大事になってきますけれども、東京に来ている地方の女の子たちとか、まとめてサポートできるようになっていくといいと思っています。

若者ですが、頑張りたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

一般社団法人東京都小学校PTA協議会会長の峯岸道隆先生、お願いいたします。

○峯岸委員 東京都小学校PTA協議会で今年度会長をしております、峯岸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ご承知おきのとおり、私どもは特に小学校のPTAの団体の代表ということで、今回、お邪魔しています。言ってみれば、親の目線というところで、今回、参加させていただく形になると思います。

ちなみに前期の29期は中学校PTAの会長さんがやはり出られているということで、常に親の部分が入ってくる場所があるかと思っています。

差し当たって、私どもは難しい研究とか、そのようなところはなく、本当に親の団体でございます。

基本目標としているところは、やはり東京都のPTAでございますので、全ての子供たちが安全で安心して学校に行き、学校に行くことが楽しい、学校にまた行きたい、帰ってきても安心して地域でも遊べるということが最終的な目標ではないかと思っております。

その実現のために、私もPTAという名前でございますから、学校、地域、区行政、都教委さん、校長先生方の校長会、地域関係団体と連携しながら進めていっているところです。

今年度は、触れ合いというか、つながりが、少しお話にも出ましたが、親子でさえも会話をしないといった実情もだんだんふえてきておりますので、親子はもちろんですが、学校のPTA、親同士の連携、あるいは市区町村を越えたほかの市区のPTAとの連携、パイプ、つながりのようなところを念頭に入れておいてやっているところでございます。

あまり難しいところはないと思いますが、率直な親の意見という形でのお話はさせていただけるかなというところがありますので、どうぞよろしく申し上げます。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

NHK国際放送局World News部記者の山本恵子先生、お願いいたします。

○山本委員 NHKのWorld News部で記者をしております、山本と申します。

World News部の記者がなぜと思われると思うのですけれども、World News部はことしの7月に名古屋から転勤してきまして、日本のニュースを世界に英語で発信する部なのですけれども、記者になってこれで20年になるのですけれども、東京の社会部で文部科学省の担当をしておりまして、教育が専門です。

ですので、子供に関する問題を先ほどからいろいろと皆さんが課題として挙げられていますけれども、現場で事件として起きる、例えば、いじめによる自殺ですとか、虐待ですとか、学校の中でのナイフでの事件ですとか、そういった社会問題として出てくるような事件を取材することが多くありました。その中で、ひきこもりですとか、ニートの問題、不登校の問題などもずっと取材してきました。

先ほどから皆さんがご指摘のとおり、やはり私たちもずっと取材をしていきますと、背景に何があるのかということがありまして、虐待で、先ほどから皆さんが言っている貧困の問題ですとか、親の孤立の問題とかがあったり、不登校の問題など、本当に背景にあるものを解決していかないと、今ある現象だけを取り上げていてもしょうがないということで、どのような対策があるのか、全国の中でいい取組があれば、そちらに取材に行きまして、参考になるような放送をしたいと考えて取り組んできました。

2007年から名古屋におりまして、子供を出産したこともありまして、虐待の最も多い被害者がゼロ歳児の赤ちゃんで、へその緒がついたままトイレに捨てられているとか、そのような事件に心を痛めまして、どのようなことができるのかという対策を取材しているときに、愛知県の児童相談所が、産んでも育てられないという女性の相談に妊娠中から乗って、生まれた瞬間に、今は不妊治療をしている方が多いので、そのご夫婦に託すという赤ちゃん縁組

を30年続けていて、これまでに170人近い赤ちゃんが里親のもとに託されて、その後、特別養子縁組という仕組みで戸籍上も実の親子になって暮らすという取材をさせていただきました。

先日、光文社新書さんから取材がきっかけで本が出ましたけれども、その取材を通じて、社会養護の問題、実の親が育てられない子どもが乳児院に入れられ、そのまま児童養護施設で育つ問題、その後、自立するために何が必要なのかという問題があることを知りまして、継続して今も取材をしているところです。

記者として、女性の記者がまだ少なかったこともありまして、女性記者のネットワークを持っています。その中で情報共有をしたり、こんな取組があるということをお互いに情報共有、情報発信しながら、先ほどアウトリーチが足りないということがあったのですけれども、発信につなげていくことにこの10年ずっと取り組んできました。

記者として、1人の親として、大人の1人として、本当に子供のためになるようなことができたらいと思っています。

あと、文部科学省で青少年の調査で自己肯定感が日本人の子供は低いという問題がずっと指摘されていたのですけれども、ひきこもり、ニート、虐待の問題のどの取材をしても、自分は生まれてこなければよかったみたいなことを聞くことが多くて、この自己肯定感をどのようにしていったらいいのかということが、ライフテーマとしてはあります。

取材で知り得たことですか、そういったネットワークでいろいろ取材させていただいていることなどの情報共有などもさせていただけたらと思っています。

よろしく願いいたします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

本日、残念ながらご欠席のご連絡をいただいておりますが、一般財団法人東京私立中学高等学校協会会長の近藤彰郎先生と筑波大学人文社会系教授の土井隆義先生にもこの委員をお引き受けいただいておりますので、ご報告いたします。

以上の皆様に専門部会を構成していただきまして、今期の審議テーマにつきましての実質的なご議論をお願いいたしたく存じます。よろしく願いいたします。

ここで、これからの議論のかじ取り役を加藤副会長とともにお願いいたします、専門部会長の選任に移りたいと思います。

専門部会長について、皆様、いかがでしょうか。

○加藤副会長 私から発言させていただいてよろしいでしょうか。

専門部会長として、中央大学の古賀教授を推薦いたしたいと思います。

先ほどのご発表のときに、手間のかかる調査をやられていると。

子供の問題、青少年の問題というものに取り組んでいくのは、本当に目に見えた成果はそう簡単に出るものではないと思うのです。今の時代は、調査とか、研究というものを出そうとすれば出せるけれども、そのような手軽に出せる成果ではなくて、本当に手間のかかる調査をやられているということで、大変うれしいというか、古賀先生は内閣府を初め、東京都の審議会もそうですけれども、いろいろされていらっしゃるって、大変お忙しく、ご負担が多いとは思いますが、教育社会学では最高の権威者でもありますので、ぜひ古賀先生にお願いしたいと思っております。

古賀先生が適任であると思っておりますが、皆さん、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○野村青少年課長 それでは、ご挨拶をお願いいたします。

○古賀部会長 どうも過分なお話をいただきまして、ありがとうございます。

皆さん、ご専門もたくさんありまして、それぞれにご見識は深いと思いますので、ご協力いただきながら、私自身も内閣府の子若ビジョンの評価会議等々の委員をやらせていただけてきましたので、東京都でもぜひよりよいビジョンあるいはその評価ということで導いていけたらと思っております。よろしくをお願いいたします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

それでは、次第4に移ります。

「東京都子供・若者計画(仮称)」素案につきまして、青少年課の中尾よりご説明いたします。

○中尾課長補佐 皆様、こんにちは。

ただいま紹介にありました、中尾と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日、皆様にご説明するのは、今、お手元にごございます、資料1、資料2の中の主要な点について説明させていただきたいと思っております。

資料1「東京都子供・若者計画(仮称)素案」につきましては、かなり分量も多いと思っておりますので、本日は、資料2、素案の概要を用いまして、皆様にご説明させていただきたいと思っております。

まず、本計画の基本的な考え方といたしまして、「1 計画策定の趣旨」でございまして。

本計画は、青少年の健やかな育成、青少年が社会生活を営むことができるようにするための支援その他の取組について、都として総合的な施策を推進するための基本指針として策定しております。

次に、「2 計画の性格・役割」といたしまして4つほど挙げております。

1つは、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく都道府県が定める計画でございます。

2つ目には、都はもとより、区市町村をはじめ、家庭、学校、企業、NPO法人や民間団体等が相互に連携・協働しながら青少年の健全な育成及び社会的自立を推進していくための指針でもございます。

3つ目に、青少年総合対策を推進するに当たり、都と区市町村とそれぞれの役割を明確にするとともに、区市町村との連携により、特に「社会的自立に困難を抱える青少年」への支援をより推進していくための役割も本計画にはございます。

都が担うべき役割といたしましては、下の枠囲いに記載しておりますけれども、区市町村の主体性及び地域性を尊重し、区市町村が地域の実情に応じ、必要な施策を実施できるように、広域的な観点から支援を行うことにあると考えております。

例えば、区市町村での対応が困難な技術的かつ専門的に取り組む必要のある事業のほか、区市町村間調整、先駆的・モデル的事业の実施でございます。

次に、区市町村に期待する役割といたしまして、住民に身近な自治体として、個別・具体的な支援を行うことにあると考えております。

例えば、地域の課題及び社会資源の把握をはじめ、住民が利用しやすい支援サービスの提供や環境の整備でございます。

このように、本計画において都と区市町村それぞれが担う役割を明確化することで、それぞれの役割を十分に発揮でき、さらに互いに連携・協働することにより、特に青少年の社会的な施策をより一層推進することができると考えております。

また、都の青少年総合対策を取りまとめた本計画を広く都民に公表することにより、青少年の健全な育成をはじめ、社会的自立を含む全ての青少年に対する施策に対して、東京都民の関心を喚起し、醸成することが本計画の役割でもありますし、期待する効果ではないかと考えております。

なお、本計画は、さきに公表されました、東京都の長期計画である「東京都長期ビジョン」

と整合を図るとともに、子供・子育て支援や学校教育における取組等につきまして、本計画と趣旨や対象が重なる、東京都のほかの計画とも整合を図り、策定しております。

ただし、それぞれの施策分野につきましては、既存の計画等において具体的な施策及び取組を明らかにしていることを申し添えておきます。

以上、本計画の性格及び役割につきましては、お手元の資料1、本計画素案の1ページ目に記載しております。

次に、本計画の期間でございますが、平成27年度から平成31年度までの5年間となります。

ただし、国の動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

次に、本計画の対象でございますが、本計画の仮の名称にもなっております、「子供・若者」という用語は、各種法令や学術的見解によってさまざまに定義されていると存じております。

本計画においては、おおむね0歳から30歳未満の子供・若者を「青少年」と呼称し、計画の対象としております。

ただし、ひきこもり支援や就業支援など、一部施策によっては、30歳代の者も対象となる場合があります。

以上が、「第1章 計画の基本的な考え方」になります。

続きまして、「第2章 東京の青少年の現状と課題」についてご説明いたします。計画素案でいいますと、3ページからが該当する箇所になっております。

第2章では、青少年を取り巻く状況といたしまして、青少年の育成の観点から特に影響が大きいと思われる社会環境、生活環境等のデータを提示し、青少年が抱える課題について記載しております。

今回、資料2におきましては、右側の「青少年の現状と課題(一例)」と題しまして、6つほど事例を挙げさせていただいております。

①、全国における東京都の児童・生徒の体力・運動能力を示したデータを掲載しております。計画素案では、4ページの下段に記載している事例でございます。

このデータにつきましては、中学生の体力・運動能力の改善に課題があること、また、このデータをはじめ、次代を担う子供・若者の生きる力を育むためには、子供の体力づくりあるいは健康の確保等以外にも、学力の伸長や定着、さらに豊かな人間性を育てるといった取組が必要ではないかということをも第2章で記載しております。

②、若年雇用者の非正規の職員、従業員割合に関する全国データを掲載しております。計画素案では、9ページに該当部分を掲載しております。

雇用者に占める非正規雇用者の割合が、特に25～34歳の若者で上昇傾向にあることを示したデータとなっております。昨今、景気が回復傾向にあるとは言われる中でも、いまだ雇用が不安定な状況にある若者が一定数存在していることがわかるデータとなっております。

これらの若者が、将来も引き続き安定して働き続けるためには、雇用機会の拡大とともに、職業的スキルアップを図れる機会が必要だと考えております。

③、小・中学校の不登校児童・生徒の復帰率を示したデータになります。計画素案では、11ページの上段にデータを掲載しております。

この不登校児童・生徒の学校復帰率について、7割近くの不登校児童・生徒がいまだ復帰を果たせていない状況がわかるかと思えます。不登校になった背景もさまざまにあると思います。また、不登校児童・生徒については、ひきこもり親和群として早期の支援が必要とも言われております。

このように、不登校をはじめ、ひきこもりなど社会的自立に困難を抱える子供・若者への支援については、抱える課題ごとにきめ細かい支援が必要だと考えております。

④、刑法犯少年の再犯者の推移でございます。こちらは、計画素案の12ページの下段に記載しております。

少子化の進行に伴い、再犯者数は、ここ数年、減少傾向にはあります。

しかし、再犯者率は遡増というデータとなっております。

犯罪を二度と繰り返さないためには、周囲の見守りあるいは居場所づくりといった、罪を犯した少年を社会から孤立させない取組が重要だと考えております。

⑤、保育ニーズの状況です。こちらは、計画素案の25ページの上段に掲載しております。

待機児童が平成23年度から8,000人前後で推移していることがわかるデータでございます。待機児童解消のためには、保育施設の設置促進あるいは保育人材の確保など、子育て支援をさらに充実していくことが課題となっております。

⑥、育児休業制度の利用の有無に関しましては、平成19年度、平成24年度のそれぞれの時点における、父、母、それぞれの育児休業取得率を示したデータとなっております。

父、母ともに育児休業取得率は向上しておりますが、ワーク・ライフ・バランスを推進していく上で、育児休業制度の一層の充実、さらには、青少年が家族との充実した時間を持つ

るよう、取組を推進していくことが必要であると考えております。

以上、「第2章 青少年の現状と課題」につきまして、一例を挙げさせていただきました。

次に、「第3章 計画の基本理念と基本方針」になります。

お手元の資料2の2枚目をご覧ください。

本計画の策定に当たっては、国が定める子ども・若者育成支援推進大綱、こちらは通称子若ビジョンと言われているものですが、こちらを勘案することとなっております。

そのため、ビジョンで定める基本的な方針などを勘案するとともに、冒頭で申し上げました、本計画の策定の趣旨を踏まえ、基本理念及び基本方針を定めております。

基本理念は、次代を担う青少年が、夢や希望を持ち、能力や個性を十分に発揮しながら健やかに成長する社会をつくることを掲げております。

また、その理念を実現するために、3つの基本方針を立てております。

基本方針Ⅰといたしましては「次代を担う青少年の健やかな成長を支援」、基本方針Ⅱといたしましては「社会的自立に困難を抱える青少年を支援」、基本方針Ⅲといたしましては「青少年の成長を社会全体で支える地域・社会づくり」の3つの柱となっております。

ちなみに国の子若ビジョンにつきましては、資料2の3枚目、右側に掲載しておりますので、後ほどご参考にご覧いただければと思います。

「第4章 計画の体系」では、この3つの基本方針のもとに施策の目標、さらその下に施策の方向性と主な取組、一部事業を計画の体系として取りまとめております。

計画の体系を策定するに当たっては、国の子若ビジョンの施策体系をもとに、東京都の福祉保健、教育、労働、文化などを所管する関係各局に対して、所管する事業や取り組みを調査していただき、調査結果をもとに、東京都という広域的自治体の役割を念頭に置きながら、子若ビジョンの体系を組みかえる形で本計画の体系として策定しております。

ここで、計画の体系について、概要をご説明します。

資料1の素案では、30ページに記載しておりますが、続く「第5章 計画の内容」とも絡めてご説明をさせていただきたいと思っております。

基本方針Ⅰの「次代を担う青少年の健やかな成長を支援」につきましては、素案では31ページ以降に記載しております。

この基本方針のもとに、「1 青少年の自己形成と社会参加を支援」、「2 青少年の社会的自立と職業的自立を支援」の2つの施策目標を位置づけ、1の自己形成と社会参加には、

「(1) 青少年の生きる力をはぐくむ」という施策の方向性の中に、青少年の健康や体力づくり、さらに豊かな人間を育む教育の推進、当本部で推進しております「こころの東京革命」の取組について記載しております。

また、同じ目標の中に「(2) 多様な活動機会の提供と社会参加」についても位置づけております。

「2 青少年の社会的自立と職業的自立を支援」という施策の目標には、「(1) 社会的自立・職業的自立を支援」を目指す教育の推進や、職業訓練を含む施策の方向性を位置づけているとともに、「(2) 青少年の就業支援の充実」といたしまして、「第2章 青少年の現状と課題」のところでもご説明させていただきましたが、若年雇用者の非正規雇用の現状及び課題に対する取組として、非正規雇用対策の充実強化などの取組を挙げております。

基本方針Ⅱの「社会的自立に困難を抱える青少年を支援」につきましては、素案では41ページ以降に記載しております。

基本方針Ⅱのもとには、「1 抱える課題ごとの取組」と「2 青少年の被害防止と保護」の2つの施策の目標を位置づけております。

「1 抱える課題ごとの取組」につきましては、1つには、2章でのご説明でも触れました不登校への対応を含むひきこもり対策や中退対応の充実、さらに後ほど第6章でご説明する、地域における子供・若者支援協議会の設置促進といった取組を(1)として位置づけております。

この施策目標のもとには、「(2) 非行防止と非行少年の立ち直り支援」「(3) いじめ防止対策」「(4) 相談・支援体制の充実」のそれぞれを施策の方向性として位置づけております。

なお、「(4) 相談・支援体制の充実」につきましては、包含する取組や事業が幅広く、また、多岐にわたるため、取組同士のバランスあるいは重要性等について、今後、関係各局と調整の上、(4)から分岐することも想定しております。

施策の目標の「2 青少年の被害防止と保護」を位置づけ、そのもとに、児童虐待対策の充実を含む被害防止のための体制整備の推進、社会養護の充実、さらに被害防止のための取組の推進の3つの施策の方向性を位置づけております。

基本方針Ⅲの「青少年の成長を社会全体で支える地域・社会づくり」につきましては、素案の57ページ以降に記載しております。

基本方針Ⅲのもとには、「1 健やかな成長を支える環境づくり」と「2 大人社会の在り方の見直し」の2つの施策目標を位置づけております。

「1 健やかな成長を支える環境づくり」には、保育サービスの充実を含む「(1) 子育て支援の充実」をはじめ、「(2) 家庭・学校・地域の連携による環境整備」のほか、「(3) 安全安心な環境づくり」といたしまして、当本部が推進する地域における青少年の安全対策、有害情報からの保護、青少年の交通安全確保に向けた取組について記載しております。

「2 大人社会の在り方の見直し」につきましては、「(1) 家族や地域の大切さについての理解促進」及び「(2) ワーク・ライフ・バランスの推進」について、それぞれの取組、事業を記載しております。

「第5章 計画の内容」につきましては、施策が多岐にわたり、内容もかなりあるため、この場での詳細なご説明は割愛させていただきたいと思っております。

また、一部ですが、所管局等に確認中といった事業もあり、空白部分があることを申し添えておきます。

本計画は、東京都における青少年に係る総合的な施策を推進するための基本指針として策定しておりますが、専門委員の皆様には、特に第2章で挙げた課題がおおよそ網羅されているかどうか、また、それらの課題を解決するための施策が十分に備わった計画となっているかといった視点で本計画をご確認いただきたいと思います。

続いて、第6章のご説明に移りたいと思っております。

資料2の3枚目の左側及び素案の69ページが該当の記載となっております。

この6章では、本計画をより実効性のあるものとするために、計画の推進体制と区市町村との役割分担、連携について記載しております。

推進体制といたしましては、都において3つの協議体が設置されております。

1つは、東京都青少年問題協議会でございます。

東京都青少年問題協議会につきましては、既にご存じの委員の方もいらっしゃると思っておりますが、改めてご説明させていただきますと、地方青少年問題協議会法等に基づき設けられた、青少年問題に関する総合的な施策の樹立に必要な事項を調査・審議する会でございます。関係機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申するための知事の附属機関でございます。

会における委員の意見等を青少年施策に反映するよう、この後の総会でぜひともご発言等

をお願いしたいと思います。

なお、ご参考に、過去5期分の審議実績及び都の取組については、一覧表のとおりでございます。

2つ目に、東京都子供・若者支援協議会の運営でございます。

子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づき、社会的自立に困難を抱える青少年に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的とする、法定の協議会となっております。都においても、平成26年3月に設置しております。

子供・若者支援協議会においては、本計画の進捗を定期的に報告し、委員から意見等を聴取することにより、計画を推進する上での課題を検証するとともに、各機関・団体などの連携による施策の推進を図ってまいります。

3つ目に、東京都子供・若者問題対策会議です。

当会議は、青少年にかかわる問題について、各局の連携強化に資するべく、情報の共有、問題の検討を行い、施策の方向性を示すことを目的とした会議でございます。現在、「子供の安全対策」をはじめ、「非行少年の立ち直り支援」など、10項目の課題を設定し、課題ごとに局横断的な取組を検討し、推進しております。

次に、「2 区市町村との役割分担と連携」について記載しております。

子ども・若者育成支援推進法第4条には「地方公共団体の責務」が定められ、その中で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における青少年の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められております。

都は、区市町村の主体性や地域性を尊重しながら、地域の実情に応じた必要な施策をそれぞれの区市町村ができるように、広域的な観点から支援を図ることが役割であると考えております。

例えば、区市町村での対応が困難な、先ほど申し上げました、技術的・専門的に取り組む必要のある事業あるいは地域における取組の格差解消を目的とした、区市町村間調整などがございます。

一方で、区市町村に期待する役割としては、住民に身近な基礎的自治体として、住民が必要とする個別・具体的支援を提供することにあると思います。

そのためには地域の課題、社会資源を把握する必要があり、それにより住民が利用しやす

いサービスの提供、支援環境を整えていくことが重要ではないかと考えております。

このように、青少年総合対策にかかわる都及び区市町村それぞれの役割を明確にし、引き続き都と区市町村との連携による施策の推進を図るとともに、特に支援を必要とする、ひきこもりや非行少年、若年無業者といった社会的自立に困難を抱える青少年について、区市町村の主体的取組を促すよう、施策推進に関する専門的・技術的な支援を都として行っていきたいと考えております。

また、都が計画を策定した後は、区市町村においても子供・若者計画の策定を促していくとともに、あわせて地域における支援ネットワークの構築に関しても、こちらにイメージ図を掲載しておりますけれども、このような体制整備の支援を図っていきたいと考えております。

以上で、簡略ではございますが、本計画の素案の概要についてご説明させていただきました。

○野村青少年課長 少し時間を置かせていただきます。ただいまのご説明につきまして、何かご質問等がございましたら、その都度ご発言いただければと存じます。

なお、皆様の卓上に意見照会票のご提出のお願いについての紙を置かせていただいております。今回の素案は、現時点でも非常に大部なものになっておりますが、その中で、密度の濃いといえますか、意味のあるご議論をいただけるように、事務局としては工夫してまいりたいと思っております。そのために、あらかじめこの照会票にご回答をお願いしたいと考えております。

この項目もご覧になりつつ、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○仁藤委員 1つ、いいですか。

先ほど、最初にいろいろな委員の方から包括的な支援が必要だというお話があったと思うのですが、この大きい資料の2枚目の右側「施策体系と主な取組」のⅡに、抱える課題ごとの取組については書かれているのですが、その後、Ⅲが全体で支える地域・社会づくりということで、このⅡとⅢの間に、たらい回しとかではなく、支援制度とか機関の連携、包括的な支援について、ちょっと抜けているような感じがしたのですが、それについては、どこかに書いてあるところがあれば、教えていただけますか。

○野村青少年課長 先ほど何人かの委員の先生方からお話しいただいたような観点にストレートでお答えする部分は、現時点では恐らく置いていないことになると思いますので、それに

つきましては、今後、この計画素案をよりよいものにしていく中で検討させていただきたい  
と思います。

○仁藤委員 ありがとうございます。

○野村青少年課長 どうぞ。

○坪井委員 この青少年問題協議会と東京都子供・若者支援協議会と東京都子供・若者問題対  
策会議という3つの組織があって、(2)と(3)については、既に活動を始めている前提なの  
ですね。

○野村青少年課長 さようです。

○坪井委員 どんなことがこの(2)と(3)で行われているかということは、情報提供いただけ  
ますか。

○野村青少年課長 次回までにご用意させていただきます。

非常に平たく申しますと、(2)の子供・若者支援協議会に書いてありますほうは、基本的  
には民間団体と行政の他の関係部局等が横の連携をするための協議の場ございまして、  
(3)は、具体的に申しますと、都庁内部の縦割り行政を排するための情報共有の場という感  
じになっております。

(2)が対外的な民間団体も含めての連携の場で、(3)が行政内部の場という形になってお  
ります。

○坪井委員 もう一つ、それで、児童福祉法上の要保護児童対策協議会も同じような形で、東  
京都もありますし、各市町村にもあるのですが、構成とか、課題がそれと重なってはいない  
かというあたりをちょっと教えていただけますか。

○野村青少年課長 現実的に、重なっておる形になると思います。

それぞれをずっと重なったまま併存してやっていくのか、そこをうまく一体化して回して  
いくのかということは、要は、それぞれ事務局が違うということでいろいろな会議体ができ  
てしまうことになっておりますので、そのあたりの整理も今後の課題になるかと思ってお  
ります。

どうぞ。

○寺崎委員 先ほど仁藤委員がおっしゃっていた、いわゆる東京都というとき、東京外の若者  
等の話がありますけれども、私もそれが引かかるのです。

最近、出た本などでも、東京は地方から若者をかき集めて使い捨てにしているのではない

かという議論もされている。その真偽はともかくとして、ここも視野に入れて議論するのか、その辺はどのように受けとめればいいのでしょうか。

○野村青少年課長 そのあたりについても、着眼点として盛り込むことは可能といたしますか、検討してまいります。

また、今回、もしこの素案に書き込めないということになりましたら、例えば、答申という形の中で、青少年問題協議会としてのご意見としてこちらにいただけましたら、このたび策定する計画の中には盛り込まれずとも、今後の宿題として都としてはいただきまして、この計画は一応5年計画になっておりますが、途中での見直しの際でありますとか、その他の場で施策に生かしていくことは考えてまいります。

どうぞ。

○坪井委員 もう一つ、いいですか。

実際問題、ここで意見をいろいろと聴取された上で、この素案がかなり追加修正される可能性はあると考えたらよろしいのでしょうか。どの辺のところまで可能なのですか。

○野村青少年課長 まず、追加修正される可能性はあるということでお答えさせていただきたいと思います。

先ほどの説明の中にもございましたけれども、まだこれは各局と調整中でございます、そのような意味でも、大きく中身が動く可能性もございますので、これがほぼセットに近いものということでは全くございません。

実は説明の中にもございましたが、ここで政策体系として挙げている、4章、5章のあたりのメニューを現時点の整理として当方としては持っておりますので、もし現時点で持っていないメニューについて書いていくことになりましたら、それはどのような形でこの計画に書くのか、今後の課題として別途章を設けることもあるでしょうし、例えば、4章の中にそれぞれ課題として書いていくこともあり得ると思いますが、そのあたりも、どのような形でお答えできるかはともかくとして、今後、いただいたご意見を実質的にこの中に盛り込んでいくことは検討してまいります。

○古賀部会長 今の確認だけ、よろしいですか。

既に行われている施策の実施母体と施策内容があつて、それを総合的にここで整理しておられると思うのですがけれども、これからこの会議で進めていくときには、個別に切り分けて議論していく形になるのか、それとも、先ほどから出ているように、包括的な全体像の問題

に重点を置いてされるのか、基本的にはどんな展望をお持ちなのですか。

○野村青少年課長 この専門部会の議論という形ですか。

○古賀部会長 はい。ここでの議論です。

○野村青少年課長 そのこのところは、今、頭を悩ませておりまして、また皆様ともご相談させていただきたいのですけれども、この先、次第6の事務局報告と兼ねてお答えさせていただければと思っております。

まず、ただいまご説明しました計画の今後のスケジュール感といたしましては、各区市町村における平成28年度予算の要求に間に合うように策定、公表したいという事務局の考えがございます。

そのようなこととなりますと、具体的に申しますと、遅くともことしの8月ごろには出さないと、区市町村でも間に合わない形になっておりまして、その公表に向けて、この専門部会での議論をお願いしたい。

今後は、この専門部会でいただいたご議論をもとに、皆様のご意見を取りまとめて答申案のような形にいたしまして、名称が拡大専門部会というだけでほぼ総会のようなものを経て、できれば、5月中に答申という形で総会を開きたいと考えておりまして、それを逆算していきますと、大体4月ごろまでのこの専門部会を2、3回開催させていただいて、議論を深めたい。

大変申しわけないのですけれども、非常に限られた時間、回数でご議論いただくこととなりますので、当方としましては、例えば、ある1回か1回半を、特に社会的自立に困難を抱えたという個別の論点について、まず、議論させていただく時間を取り、その後の1回半もしくは2回ぐらいで、現時点で素案の中でお答えを用意していないものについてどう書き込んでいくか、特に全体的な、たらい回しにしないとか、そのようなところをどうお答えして、もしくは答申にどう書いていくかということ議論させていただくとか、またご相談させていただければと思っております。

そのあたりについては、実は先ほど若干申し上げました、意見照会票の内容を見させていただいて、事務局で今後の4月いっぱいまでを含めた進行について案を作成し、委員の皆様方にまたそれもお諮りする形で、恐らくメールでのやりとりになるかと思いますが、そのような形で考えておったところがございます。

そのようなところで、まず、この意見照会票につきましては、この項目全てを埋めていた

だかなくてももちろん結構でございます、ご関心の分野のみでも結構でございますが、大変お忙しいところを恐縮ではございますが、2月3日の火曜日、2週間後までにメールまたはファックス等でご送信いただけますよう、よろしくお願いいたします。

また、先ほど申しました4月までに2、3回ということで、大変お忙しい皆様ですが、なるべく多くの方にご出席いただける日程調整を早目に行いたいと思っております、もう一つ、こちらに置かせていただいております、今後の会議日程の調整についての紙で、大変たくさんの方の日程をお書きいただくので申しわけないのですが、この調査票につきましては、1月28日までにご回答いただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

次回、第2回の開催につきましては、若干日が近いのですが、2月の中旬の開催を予定しております。日程を早急に調整いたしまして決定し、開催場所等とあわせまして、当日ご議論いただきたいポイント、論点等も絞り込んでお知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今までの内容等で、何かご質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○山本委員 ここで話し合ったことで素案を変えた場合は、担当部局の方とまたお話をさせていただいて、つけ加えたりとか、足りない部分は変えることが可能ということですか。

○野村青少年課長 そのような形になります。

○山本委員 ありがとうございます。

○野村青少年課長 恐らくぎりぎりの調整ということになったときには、今後の課題ということとでまとめて記載させていただくとか、そのような形になる可能性が高いかなというところではございます。

最後に、加藤副会長、何か一言、よろしくお願いいたします。

○加藤副会長 議論を伺ってまして、本当に皆さん、現場のいろいろな問題をじかに体験されている方も多いわけですので、議論の仕方によっては大変実りのあることにもなるし、それをきっちりとした形で専門部会の意見としてまとめられて、総会や、今、野村課長がおっしゃるような拡大専門部会の場で受け入れられれば、まさにそれこそいろいろな条文の改正まで含めて、本当に実効のあるものになると思いますので、ぜひ皆さんで真剣に議論していきたいと思っております。

○野村青少年課長 よろしくお願いいたします。

古賀先生、いかがでしょうか。

○古賀部会長 今もお話がありましたように、ここでやっていくことが施策にかなりの影響を与える部分もあるし、一方で、先ほどからご指摘があるように、下手をすると百家争鳴で盛り込みはしましたがということで終わってしまうかもしれません。

その辺の議論の進め方は、事務局とも十分に検討して、各専門の方々からのご意見が十分に取り入れられるように配慮しながら進めたいと思います。

よろしくお願ひします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

では、これにて第1回専門部会を終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後2時37分閉会